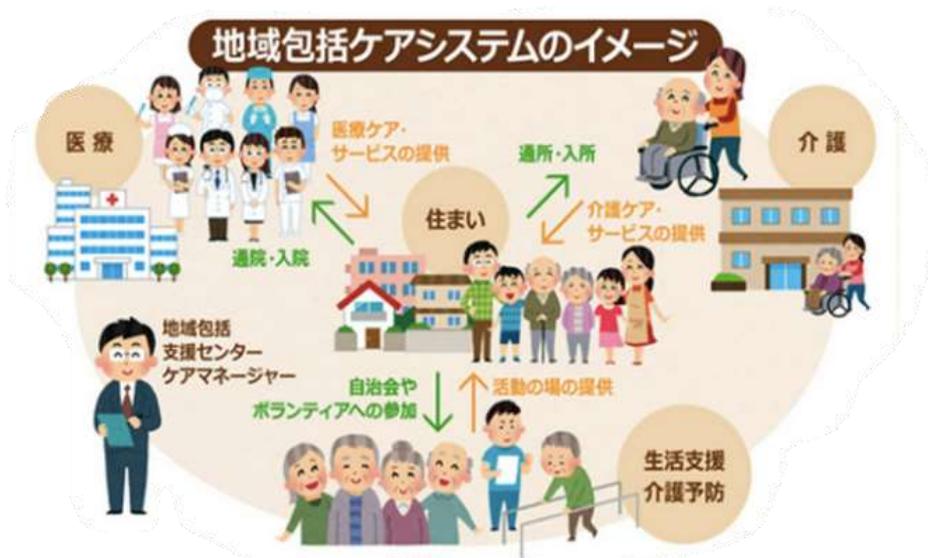


生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、平成27(2015)年度の介護保険制度改正に伴い、「地域支援事業」の中の一環として位置づけられています。重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（＝地域包括ケアシステム）の構築を実現するための事業です



葉山町では、住民・ボランティア・NPO・民間企業などの多様な主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制、助け合いの仕組み作り（地域包括ケアシステム）を目的とし、葉山町社会福祉協議会に委託しております。

委託内容は、

- ① 地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起
- ② ネットワーク構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等）
- ③ ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング）
- ④ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）

【第2層協議体：社協へ業務委託】

	日常生活圏域	8 圏域	設置	生活支援コーディネーターの 配置状況
				社協本体業務と兼務あり
1	第1 圏域	木古庭	○	1名
2		上山口	○	1名
3		下山口	○	1名
4		一色	○	1名
5	第2 圏域	堀内	○	1名
6		長柄・長柄下	○	1名
7		葉桜	△	
8		イトーピア	×	